

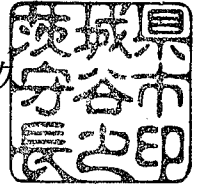


守谷市告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月15日

守谷市長 松丸 修久



- 1 都市計画の種類  
公園（5・5・101号 守谷総合1号公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
追加する区域  
守谷市野木崎 字中道上、字中道上提内、字中道下、字中道上沖 の各一部
- 3 縦覧場所  
守谷市役所都市整備部都市計画課

## 取手都市計画公園の変更（守谷市決定）

都市計画公園に5・5・101号守谷総合1号公園を次のように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
総合公園	5・5・101	守谷総合1号公園	守谷市大字野木崎字中道上、字中道上提内、字中道下、字中道上沖	約20.8ha	野球場 自由運動広場 遊具施設 屋内運動施設等

「区域は計画図表示のとおり」

理 由：プロ野球チームの市内誘致を契機として、市内に不足している公園や運動施設の整備による市民のスポーツの推進、健康増進や地域の活性化を目的として、運動施設をはじめとした公園施設を有する公園として本公園を位置づけ、本案のとおり都市計画を変更するものである。

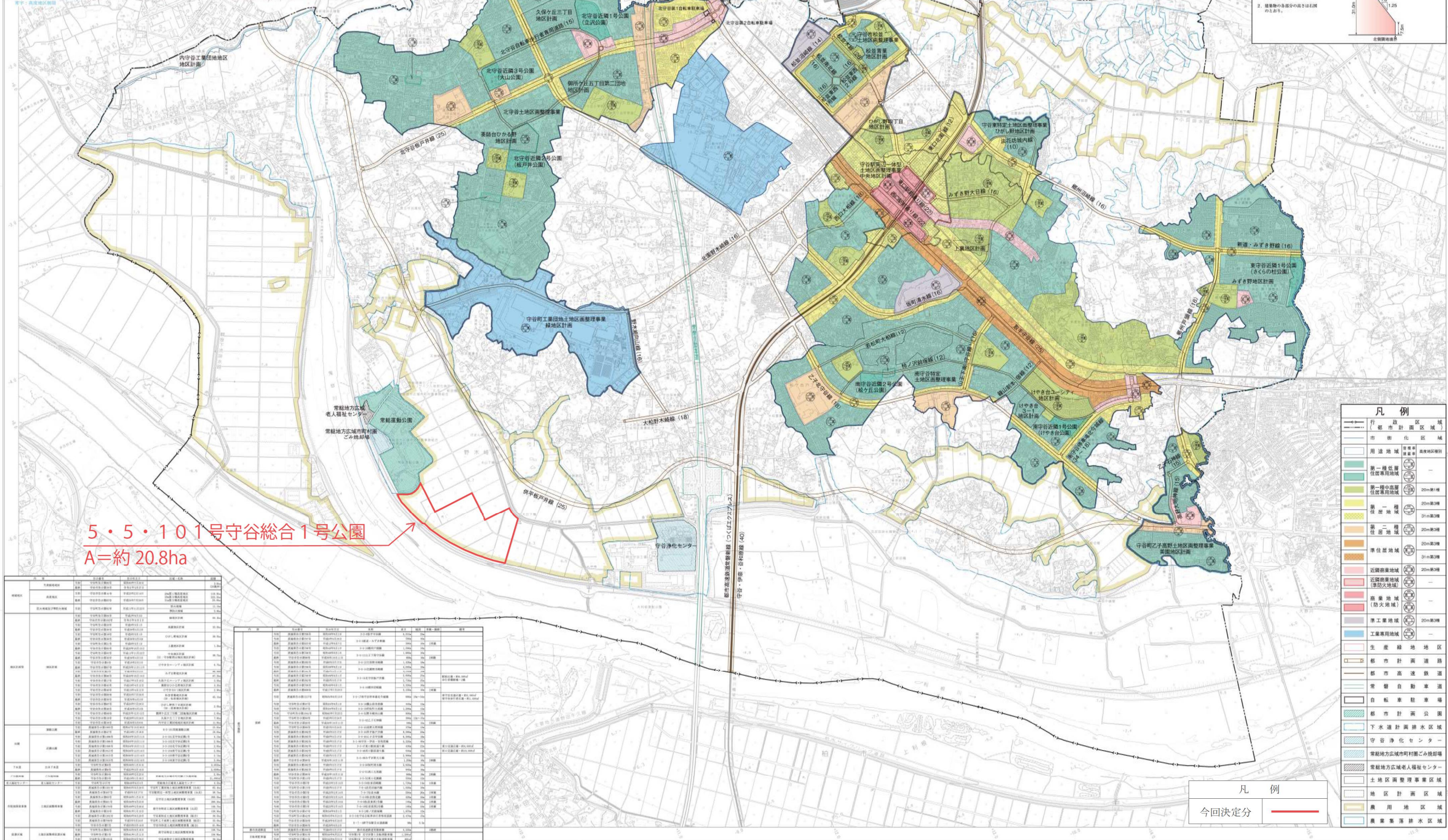
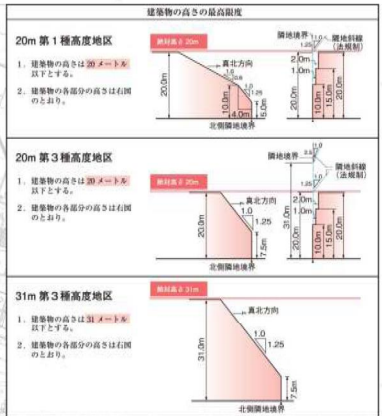


# 守谷市都市計画図 取手都市計画公園 総括図

令和四年三月印刷

用途地域	容積率	建ぺい率	高さ制限 (m)	建築制限		建築制限		建築制限		建築制限		日影規制
				高さ制限	高さ制限	高さ制限	高さ制限	高さ制限	高さ制限			
第一種低層住居専用地域	200	60	10	—	—	5	1.25	20	1.25	—	—	野高10m以上 地上10m以上
第一種中高層住居専用地域	200	60	35	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.25	20	1.25	高さ10m超
第一種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.25	20	1.25	高さ10m超
第二種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.25	20	1.25	高さ10m超
準住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.25	20	1.25	高さ10m超
近隣商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.5	31	2.5	高さ10m超
商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.5	31	2.5	高さ10m超
工業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.5	31	2.5	高さ10m超
工業専用地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—	20	1.5	31	2.5	高さ10m超

用途地域	容積率	建ぺい率	高さ制限	建築制限	建築制限	建築制限	建築制限
第一種低層住居専用地域	200	60	10	—	—	5	1.25
第一種中高層住居専用地域	200	60	35	20m(1階)	20m(1階)	—	—
第一種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
第二種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
準住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
近隣商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
工業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
工業専用地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—



凡例	
行政区画	市街化区域
市街化区域	用途地域
第一種低層住居専用地域	第一種住居地域
第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域	工業地域
工業専用地域	生産緑地地区
都市計画道路	都市計画公園
都市高速鉄道	下水道計画排水区域
常盤自動車道	守谷浄化センター
自転車駐留場	常盤地方広域市町村圏ごみ焼却場
常盤地方広域市町村圏ごみ焼却場	土地区画整理事業区域
地区計画区域	農用地区域
農業集落排水区域	

用途地域	容積率	建ぺい率	高さ制限	建築制限	建築制限	建築制限	建築制限
第一種低層住居専用地域	200	60	10	—	—	5	1.25
第一種中高層住居専用地域	200	60	35	20m(1階)	20m(1階)	—	—
第一種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
第二種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
準住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
近隣商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
工業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
工業専用地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—

用途地域	容積率	建ぺい率	高さ制限	建築制限	建築制限	建築制限	建築制限
第一種低層住居専用地域	200	60	10	—	—	5	1.25
第一種中高層住居専用地域	200	60	35	20m(1階)	20m(1階)	—	—
第一種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
第二種住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
準住居地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
近隣商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
商業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
工業地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—
工業専用地域	200	60	—	20m(1階)	20m(1階)	—	—

朝日新聞株式会社調製



